

## 持続可能な公共交通の実現支援補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 県は、公益社団法人広島県バス協会、広島県旅客船協会、一般社団法人広島県タクシー協会及び広島県個人タクシー協会の各協会が主体となって行う、公共交通事業者に対する燃油費の高騰に左右されない経営安定化を目指した省エネ対策の実施など「持続可能な公共交通の実現支援事業」に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、広島県補助金等交付規則（昭和48年広島県規則第91号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (補助金交付の対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、別表第1補助事業者の欄に掲げるとおりとする。

### (補助金交付の対象)

第3条 第1条の補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる事業であって、その経費は、別表2に掲げるもののうち知事が必要かつ適当と認めるものとする。

- (1) 支援の対象となる事業者の公募、選定、その他支援金交付に係る管理運営事業
- (2) 支援金交付事業

### (交付の申請)

第4条 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号のとおりとし、その提出期限は知事が別に定めるものとする。

2 補助事業者は、第1項の補助金の交付申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。

ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

### (交付の決定)

第5条 規則第6条の規定による通知は、別記様式第2号により行うものとする。

### (交付の条件)

第6条 規則第5条第1項の規定により附する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更（別表3に掲げる軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ別記様式第3号による補助事業変更承認申請書1部を知事に提出し、その承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し又は廃止しようとするときは、あらかじめ別記様式第4号による補助事業中止（廃止）承認申請書1部を知事に提出し、その承認を受けること。
- (3) 補助事業の完了期限は、令和6年2月29日までとする。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第5号による補助事業事故報告書1部を知事に提出し、その指示を受けること。

### (申請の取下げ)

第7条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期間は、規則第6条の通知を受領した日から起算して20日以内とする。

(状況報告)

第8条 知事は、必要と認めるときは、補助事業者に対し、規則第10条の規定による補助事業の遂行の状況に関する報告を求めることができる。

(実績報告)

第9条 規則第12条の規定による補助事業実績報告書の様式は、別記様式第6号のとおりとし、その提出部数は1部とし、その提出期限は当該補助事業の完了した日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては当該承認を受けた日。以下同じ。）から起算して30日を経過した日又は補助事業の完了期限である令和6年2月29日のいずれか早い日とする。

2 前項の補助事業実績報告書には、当該報告書に指定する書類のほか、別記様式第7号による概算払精算書を添付しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第10条 知事は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第6条に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者へ通知する。

2 知事は、補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときには、その越える部分の補助金の返還を命ずる。

(交付の方法等)

第11条 知事は、前条の規定により補助金の額を確定したときは、速やかに補助事業者に対し補助金を交付するものとする。

2 前項の規定に関わらず、規則第16条第1項の規定により補助金の交付を概算払により受けようとするときは、別記様式第8号による補助金概算払請求書1部を提出し、その提出期限は知事が別に定めるものとする。

(交付決定の取消し等)

第12条 知事は、第6条第2号の補助事業の中止又は廃止の申請があつたとき及び次に掲げるときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、この要綱又はこの要綱の規定に基づく知事の処分若しくは指示に違反したとき
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用したとき
- (3) 補助事業者が、補助対象事業の実施に関して不正、怠慢、その他不適當な行為をしたとき
- (4) 交付決定後に生じた事情の変更により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき

(帳簿等の保存期間)

第13条 規則第21条の規定による帳簿及び書類を保存しなければならない期間は、当該補助事業の完了の日から起算して10年を経過した日の属する県の会計年度の末日までとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第14条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定した場合には、別記様式第9号により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があつた場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産の管理)

第15条 補助事業者は、補助事業により取得した財産について、別記様式第10号の財産等管理台帳を備え、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

(財産の処分の制限)

第 16 条 規則第 22 条ただし書の規定により知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年 3 月 31 日大蔵省令第 15 号）で定める耐用年数の期間とする。

- 2 規則第 22 条第 2 号及び第 3 号の規定により知事が定めるものは、1 件当たりの取得価格が 50 万円以上の財産とする。
- 3 補助事業者は、前項に該当する財産を処分しようとするときは、別記様式第 11 号による財産処分承認申請書 1 部を知事に提出しなければならない。
- 4 補助事業者は、前項により承認を受けて財産の処分を行ったときは、別記様式第 12 号による財産処分報告書 1 部を知事に提出しなければならない。
- 5 前項の財産の処分により、補助事業者収入があるときは、知事は、その収入の全部又は一部の納入を命ずることができる。

(間接補助金交付の際に補助事業者が付すべき条件)

第 17 条 補助事業者は、事業者支援金を交付するときは、第 6 条から前条までの規定に準ずる条件を付さなければならない。

(雑則)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 8 月 19 日から施行し、令和 4 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 5 月 16 日から施行する。

別表第1（第2条関係）

補助事業者	公益社団法人 広島県バス協会 広島県旅客船協会 一般社団法人 広島県タクシー協会 広島県個人タクシー協会
-------	---

別表第2（第3条関係）

区分	補助対象経費	補助率
1 管理運営事業	補助金交付事業（申請書の受理、支払業務等）の実施に要する人件費、旅費、印刷製本費、備品購入費、工事請負費、消耗品費、通信運搬費、借料・損料、委託費、その他知事が必要と認める経費	10/10 以内
2 支援金交付事業	交通事業者が実施する持続可能な公共交通の実現に向けた事業のうち、次に掲げる事業の実施に要する支援金の交付  ①環境対策（燃油費高騰対策に資するもの） ②デジタル化対策（燃油費高騰対策に資するもの）	2/3 以内 (1 事業者当たりの上限額) 乗合バス 所有乗合バス車両台数 ×10 万円 旅客船 所有船舶トン数÷5 ×4 万円 タクシー 所有台数×2 万円

別表第3（第6条関係）

区分	軽微な変更の内容
経費の配分の変更	1 補助事業に要する経費全体の 20 パーセント以内の減少となる内容の変更をする場合。 2 別表1に掲げる事業区分の相互間において、いずれか低い額の 20 パーセント以内の経費を変更しようとする場合。
事業の内容の変更	第4条の規定により提出する事業計画書に掲げる事業の目的の達成に支障をきたすことなく、かつ、事業能率を低下させない事業計画の細部の変更をする場合。

広島県知事様

所在地  
団体名  
代表者名

持続可能な公共交通の実現支援補助金交付申請書

この補助事業を次のとおり実施しますので、持続可能な公共交通の実現支援補助金交付要綱第4条の規定によって、補助金の交付を申請します。

- 1 補助金交付申請額  
補助事業に対する経費 金 円  
補助金交付申請額 金 円  
(補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金額)
- 2 事業計画  
別紙1 事業計画及び経費積算内訳のとおり
- 3 経費配分  
別紙2 経費配分書のとおり
- 4 収支予算  
別紙3 収支予算書のとおり
- 5 事業期間  
令和 年 月 日～ 令和 年 月 日  
※補助事業の完了期限は、令和6年2月29日までとする。



経 費 配 分 書

(単位：円)

事業区分	補助事業に 要する経費	補助対象と なる経費	補助金交付 申請額	備考
1 管理運営事業				
2 支援金交付事業				
合 計				

様式第1号  
別紙3

収 支 予 算 書

収 入		支 出	
費 目	金額 (円)	費 目	金額 (円)
補助金の額			
合 計		合 計	



指 令 地 力 第 号  
( 住 所 )  
( 法 人 名 )

令和 年 月 日付けで申請の持続可能な公共交通の実現支援補助金については、次のとおり交付します。

令和 年 月 日

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 1 交付の金額 金 円
- 2 交付の対象事業、内容など
  - (1) この補助金の交付の対象となる事業は、持続可能な公共交通の実現支援補助金交付要綱（令和5年 月 日施行。以下「交付要綱」という。）第3条に規定する事業（以下「事業」という。）で、その内容は、令和 年 月 日付けの申請書に記載のとおりとする。
  - (2) 事業に要する経費の額及び補助金の額は、次のとおりである。ただし、交付要綱第4条の規定に基づき、補助事業の内容が変更された場合で、事業に必要な経費の額又は補助金の額を変更するときは、別に指令する。

事業に必要な経費の額	金	円
補助金の額	金	円
- 3 交付の条件  
交付要綱第6条に規定のとおりとする。
- 4 事業は、広島県補助金等交付規則（昭和48年広島県規則第91号。以下「規則」という。）及び交付要綱の適用を受けるものである。
- 5 交付の方法  
この補助金は、規則第16条第1項の規定によって、概算払とする。  
なお、概算払請求書の様式は、別記様式第8号のとおりとし、その提出期限などは次のとおりとする。

区 分	交付額	交付の時期	提出期限
	金 円		

広島県知事様

所在地  
団体名  
代表者名

持続可能な公共交通の実現支援補助金に係る補助事業変更承認申請書

令和 年 月 日付け指令第 号により交付決定を受けたこの補助事業を次のとおり変更したいので、持続可能な公共交通の実現支援補助金交付要綱第6条の規定により承認を申請します。

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容  
別紙1 事業変更計画書及び別紙2 経費配分変更書のとおり
- 3 添付資料  
別紙3 個別事業変更計画及び経費積算変更内訳

様式第3号  
別紙1

事業変更計画書

事業名	変更前の内容	変更後の内容	変更理由
1 管理運営事業			
2 支援金交付事業			

経 費 配 分 変 更 書

(単位：円)

事業区分	補助事業に 要する経費		補助対象と なる経費		補助金交付 申請額		備考
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	
1 管理運営事業							
2 支援金交付事業							
合 計							



広島県知事様

所在地  
団体名  
代表者名

持続可能な公共交通の実現支援補助金に係る補助事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け指令 第 号により交付決定を受けたこの補助事業を次のとおり中止（廃止）したいので、持続可能な公共交通の実現支援補助金交付要綱第6条第2号の規定により承認を申請します。

1 中止（廃止）の理由

2 中止の期間（廃止年月日）

広島県知事様

所在地  
団体名  
代表者名

持続可能な公共交通の実現支援補助金に係る補助事業事故報告書

令和 年 月 日付け指令第 号により交付決定を受けたこの補助事業について、次のとおり事故があったので、持続可能な公共交通の実現支援補助金交付要綱第6条第3号の規定により報告します。

- 1 事業名
- 2 事業の進捗状況
- 3 事業に要した経費
- 4 事故の内容及び原因
- 5 事故に対する措置

（注）事故の理由を立証する書類を添付すること。

広島県知事様

所在地  
団体名  
代表者名

持続可能な公共交通の実現支援補助金に係る補助事業実績報告書

令和 年 月 日付け指令第 号により交付決定を受けた補助事業を完了しましたので、持続可能な公共交通の実現支援補助金交付要綱第9条の規定により、別紙のとおりその実績を報告します。

- 1 事業実績  
別紙1 事業実績書のとおり
- 2 補助事業費  
別紙2 補助金支出表のとおり
- 3 事業実施期間  
令和 年 月 日～ 令和 年 月 日  
※補助事業の完了期限は、令和6年2月29日までとする。





補助金支出表

(単位：円)

事業区分	補助金交付 申請額 ①	実績額		残額 ①-②	備考
		補助事業に 要した経費	補助対象と なる経費②		
1 管理運営事業					
2 支援金交付事業					
合計					

2 個別経費内訳

事業名					
経費区分	単価①	数量②	単位	補助事業に要した経費 ①×②	補助対象となる経費
合 計					

(注) 事業区分ごとに作成すること

事業名					
経費区分	単価①	数量②	単位	補助事業に要した経費 ①×②	補助対象となる経費
合 計					

(注) 事業区分ごとに作成すること

広島県知事様

所在地  
団体名  
代表者名  
債権者コード

持続可能な公共交通の実現支援補助金に係る概算払精算書

令和 年 月 日付け指令第 号により交付決定を受けたこの補助事業について、次のとおり精算します。

交付決定 年月日	概算払 受領年月日	概算払 受領済額	精算額	差引残額	摘要
		円	円	円	
	計				

広島県知事様

所在地  
団体名  
代表者名

持続可能な公共交通の実現支援補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け指令第 号で交付決定を受けたこの事業について、持続可能な公共交通の実現支援補助金交付要綱第11条第2項の規定に基づき、次のとおり請求します。

請求額 金 円

内 訳

交付決定額	受領済額	今回請求額	差引残額	備考
円	円	円	円	

（口座振込先）債権者コード（ ）

銀行名	
支店名	
口座番号	
(フリガナ) 口座名	

広島県知事様

所在地  
団体名  
代表者名

持続可能な公共交通の実現支援補助金に係る  
消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

持続可能な公共交通の実現支援補助金交付要綱第12条の規定に基づき、次のとおり報告します。

- 1 補助金額  
円
- 2 補助事業の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額  
円
- 3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額  
円
- 4 補助金返還相当額  
円

- (注) 1 別紙として積算の内訳を添付すること。  
2 課税事業者の場合であっても、単純に補助金の消費税率及び地方消費税率分相当額が消費税及び地方消費税仕入控除による減額等の対象額ではない。



広島県知事様

所在地  
団体名  
代表者名

財産処分承認申請書

持続可能な公共交通の実現支援補助金により取得した財産を、次のとおり処分したいので、持続可能な公共交通の実現支援補助金交付要綱第 16 条第 3 項の規定により申請します。

財 産 名	
取 得 年 月 日	
耐 用 年 数	
取 得 価 格	
補 助 金 額	
処 分 予 定 年 月 日	
処 分 方 法	
処 分 収 入 見 込 額	
処 分 理 由	
備 考	



広島県知事様

所在地  
団体名  
代表者名

財産処分報告書

令和 年 月 日付け指令 第 号により処分の承認を受けた財産を、次のとおり処分しましたので、持続可能な公共交通の実現支援補助金交付要綱第 16 条第 4 項の規定により報告します。

財 産 名	
取 得 年 月 日	
耐 用 年 数	
取 得 価 格	
補 助 金 額	
処 分 年 月 日	
処 分 方 法	
処 分 収 入 額	
処 分 理 由	
備 考	